

諮問番号：令和7年度諮問第1号

答申番号：令和7年度答申第1号

## 答 申 書

令和8年3月13日

南あわじ市行政不服審査会

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却するのが妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、審査請求人が令和7年6月26日に南あわじ市長（以下「処分庁」という。）に対して行った審査請求人の元夫（以下「元夫」という。）の戸籍の附票の写しの交付申請（以下「本件交付申請」という。）に対する処分庁による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第5項において準用する法第12条第6項の規定により戸籍の附票の写しを交付しないこととした処分（以下「本件処分」という。）について、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「DV等」という。）の事実がないにもかかわらずなされたことは違法性があるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

##### (2) 審査請求の理由

関係書類の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

- ① 審査請求人は、元夫に対する支援措置の申出の根拠となるDV等を行っていないため本件処分の取消しを求める。
- ② 元夫が訴えた被害の内容等を明確にすべきであり、処分庁がDV等の事実確認をせず、当初受付市町村長からの本件支援措置申出の写しの転送を受けたことをもって審査請求人を相手方として行った本件処分に不服がある。また、子の利益を守るための手続において、虚偽又は不適切な支援措置が利用されることは、著しく不当である。
- ③ 元夫は婚姻費用及び養育費の支払いを怠っており、元夫の住所を知る目的は、民法（明治29年法律第89号）第760条及び第766条第1項の規定

にある婚姻費用及び養育費請求の法的手続きを行うためであるから、法第20条第5項において準用する法第12条第6項に規定する「不当な目的」には該当しない。

## 2 処分庁の主張

### (1) 審査請求の趣旨に対する主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

### (2) 処分庁の主張する本件処分の理由

関係書類の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

① 本件処分は、法の規定及び住民基本台帳事務処理要領について（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）により示達された住民基本台帳事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に則り、支援措置の目的を踏まえて決定したものであり、違法又は不当な点はない。

② 本件処分通知において、裁判所より調査嘱託があれば応じることを記載しているため、審査請求人の主張は認められない。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 本件審査請求の争点について

本件処分について、元夫に対して実施された支援措置を前提として「令和7年6月27日付けで行われた本件処分」が違法又は不当であったか否かである。

### 3 審理員意見書の理由

#### (1) 法について

法第20条第1項では、市町村が備える戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することを認めるが、同条第5項の規定により準用する第12条第6項は、この請求が「不当な目的によることが明らか」なときは、市町村長はこれを拒むことができる旨規定している。

本件処分においては、元夫が事務処理要領第5-10-コ-（イ）の支援措置の対象者に当たる場合には、「不当な目的によることが明らか」に該当するとする取扱いを行い、本件処分もその取扱いに従い行われたものである。

#### (2) 事務処理要領に基づく支援措置について

事務処理要領第5-10は、DV等の行為の相手方が、戸籍の附票の写し等の交付等の制度を不当に利用して、その被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、市町村において実施する支援措置に係る事務について定めている。

その運用を統一的に行う必要から法第31条第1項の規定に基づき国が市町村に対して行う「必要な指導」と解され、市町村において事務処理要領に従って事務を行うことには合理性が認められるといえる。本件処分においては、法の目的を達成するため、法第31条に基づき、事務処理要領を含む国等からの必要な指導による取扱いに従い行われたものである。

- (3) 請求人の戸籍附票の写しの利用目的が養育費等に関する強制執行手続であることからすれば、弁護士会照会や調査嘱託の依頼を行うことにより、請求人の目的は果たせるものと考えられる（債務名義上の住所で強制執行を申し立てた後、調査嘱託の申出をする等）。合法かつ適式な代替手段が存在する以上、本件処分が直ちに不当とまではいうことができない。
- (4) 他に本件処分について、違法性又は不当な点は認められない。

## 第5 審査庁の意見

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、棄却されるべきである。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和7年12月19日 諮問書受理

令和8年1月14日 調査審議

令和8年2月27日 調査審議

## 第7 審査会の判断の理由

### 1 審理手続について

本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断について

- (1) 本件処分は、審査請求人が処分庁に対して行った元夫の戸籍の附票の写しの交付申請について、事務処理要領第5-10及び法第20条第5項において準用する法第12条第6項に該当することを理由に不交付の決定をしたものである。
- (2) 住民基本台帳事務における支援措置制度は、DV等の行為の相手方が、住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、それらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的

として事務処理要領第5-10に規定されているものである。具体的には、市町村長は、申出者が支援措置対象被害者に該当し、かつ、支援の必要性を警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取するなどの方法により確認できたときは、本人の住民票の写しや戸籍の附票の写しについて相手方からの交付請求を拒否するなどの支援措置を講ずるものとされている。

また、支援の必要性を確認した当初受付市町村長からの転送を受けた他の市町村長は、原則、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えないとされている。

(3) 本件処分の違法性又は不当性について

本件処分に係る支援措置の実施については、本件交付申請に係る対象者が、事務処理要領第5-10-ア-(ア)及び(ウ)に該当するものであること並びに戸籍の附票の写しの交付について、事務処理要領第5-10-コ-(イ)に係る措置を求めていること、また、処分庁が支援の必要性の確認を事務処理要領第5-10-オの方法により実施していることは、本件交付申請に係る対象者の住所地を管轄する地方公共団体の長から当該対象者に係る支援措置が決定されたことが通知され、及び当該対象者に係る支援措置申出書の写しが転送されていることから、明らかである。したがって、本件処分は事務処理要領に則り行われたものとして、違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人の戸籍附票の写しの利用目的が養育費等に関する強制手続であることから、裁判所に対し債務名義上の住所で強制執行を申し立てた後に調査囑託の申出を行うなどすれば、請求人の目的は果たせるものと考えられる。

(4) 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

南あわじ市行政不服審査会

会長 道上 明

委員 橋本 勝子

委員 谷口 直美

委員 片山 浩史

委員 濱口 益男